

参考資料

申立ての概要

- 平成22年1月25日、生活文化センター株式会社から、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモに対する協議再開命令(事業法第35条第1項)の申立てがあった。

■ 生活文化センターの概要

- 会社成立: [REDACTED]
- 電気通信事業の届出: 平成21年8月12日
- 資本金: 1000万円
- 従業員: [REDACTED]
- 事業内容: [REDACTED]
- 売上高: [REDACTED]

■ 実現しようとする接続等

- ① レイヤ2接続
 - ② レイヤ3接続
 - ③ ISP接続及びレイヤ2接続によるパケット事業者選択サービス(以下「レイヤ2接続Ⅱ」)
 - ④ ISP接続及びレイヤ3接続によるパケット事業者選択サービス(以下「レイヤ3接続Ⅱ」)
 - ⑤ MVNO音声接続
 - ⑥ MVNO・SMS接続
- ※ 生活文化センターは、他事業者発のMVNO音声接続を除くすべてについて、料金設定権を請求。

これまでの経緯

平成21年


- 7月31日 生活文化センター、レイヤ2接続の事前調査申込み
- 8月27日 ドコモ、レイヤ2接続の事前調査申込みへ回答
- 8月28日 生活文化センター、レイヤ2接続の申込み
- 9月 9日 ドコモ、レイヤ2接続の申込みを承諾
- 10月20日 生活文化センター、ISP接続の事前調査申込み
- 11月13日 生活文化センター、レイヤ3接続の事前調査申込み
- 11月20日 ドコモ、ISP接続の事前調査申込みへ回答(FOMA)
- 11月29日 生活文化センター、レイヤ2接続Ⅱ、レイヤ3接続Ⅱ、MVNO・SMS接続の事前調査申込み
- 12月 4日 ドコモ、ISP接続の事前調査申込みへ回答(PDC)
- 12月13日頃 生活文化センター、MVNO音声接続の事前調査申込書を送付
- 12月14日 生活文化センター、ISP接続の申込み
- 12月17日** **ドコモ、すべての接続を拒否**
- 12月28日 生活文化センター、紛争処理委員会にあっせんを申請

平成22年

- 1月12日 ドコモ、あっせんを拒否
- 1月15日 紛争処理委員会、生活文化センターにあっせん不実行を通知
- 1月25日** **生活文化センター、総務大臣に協議再開命令を申立て**
- 2月17日 ドコモ、総務大臣に意見書を提出
- 3月12日 生活文化センター、総務大臣に意見書を提出
- 3月29日 総務大臣、生活文化センターに事業法に基づく報告を求める
- 4月26日 生活文化センター、総務大臣に事業法に基づく報告を提出


争点、判断、結論の概要

【争点①】生活文化センターが本件接続に関し負担すべき金額の支払いを怠るおそれがあるか否か
(施行規則第23条第1号の該当性)




【判断】現状において、生活文化センターの財務状況及び資金調達計画、同社が予定している電気通信事業の短期的な収益性、ドコモに対する月々の網使用料支払い及び預託金預入れの金額等を総合的に勘案すると、生活文化センターが本件接続に関し負担すべき金額の支払いを怠るおそれがあると認められ、施行規則第23条第1号の該当性は認められる。

【争点②】本件接続がドコモの利益を不当に害するおそれがあるか否か
(事業法第32条第2号の該当性)



【判断】現状において、生活文化センターが旧平成電電代表取締役社長と一定の関係を有すること及び生活文化センターがドコモが問題視するような代理店等の勧誘を行っていたことをもって、ドコモが生活文化センターからの接続請求に応じることによりドコモの利益が不当に害されるおそれがあると認めることはできず、事業法第32条第2号の該当性を認めることはできない。



【結論】本件において、事業法第32条第2号の該当性は認められないが、施行規則第23条第1号の該当性は認められる。よって、ドコモに対して不利益処分たる協議再開命令をすることはできない。

施行規則第23条第1号の該当性①

(1) 判断基準

- 一般的に、支払いを怠るおそれがあるか否かについては、請求する接続の規模・形態や接続申込者の財務状況等に照らし、個別具体的に判断されることとなるが、債権保全ガイドラインにおいて示している考え方のおおりに、客観的な指標(過去の支払実績、信用評価機関・格付け機関等による評価、財務状況等)等に基づいて判断することが適当と考えられる。

(2) 生活文化センターの実態

ア 生活文化センターの住所

- ドコモは、生活文化センターが住所不定であり、実態不明である旨主張するが、遅くとも平成21年12月25日以降、同社の住所変更は認められず、「住所不定」、「実態不明」とまではいえない。

イ 生活文化センターの財務状況

- 一般的に、企業の短期的な支払能力を判断するに当たっては、損益計算書上の利益の額のほか、貸借対照表上の流動資産及び流動負債の額等が一つの指標になると考えられる。生活文化センターの純利益については、XXXXXXXXXXと推移しており、運転資本(流動資産から流動負債を差し引いた額)については、XXXXXXXXXXと推移している。
- 一方、生活文化センターが請求する接続等がすべて実現する場合には、同社が接続に関し負担すべき金額のうち月々の網使用料は、約2196万円(詳細は後記(4))にレイヤ2接続Ⅱ、レイヤ3接続Ⅱ、MVNO音声接続及びMVNO・SMS接続に係る網使用料を加えた金額となり、また、同社が接続に関し負担すべき金額の支払いを怠るおそれを当面払拭するための預託金は、約8億円から約18億5000万円(詳細は後記(5))にレイヤ2接続Ⅱ、レイヤ3接続Ⅱ及びMVNO・SMS接続に係る預託金を加えた金額となり、これらの金額は、生活文化センターの運転資本等の規模を著しく上回るものとなる。
- 生活文化センターの運転資本等の規模と同社が接続に関し負担すべき金額等にかんがみると、①同社が今後展開を予定している電気通信事業から、接続に関し負担すべき金額を支払うために十分な収益を短期的にも得ることができる場合や、②同社がその他の手段により、接続に関し負担すべき金額を支払うなどのために十分な資金を準備することができる場合を除き、同社が接続に関し負担すべき金額の支払いを怠るおそれがないと判断することはできない。(①については後記(3)、②については後記(5)において判断を示す。)

施行規則第23条第1号の該当性②

(3) 生活文化センターのビジネスモデル

ア 音声サービス

- 生活文化センターの網使用料支払いについて検討すると、同社は、中継事業者を介して他事業者と接続することを予定しているが、生活文化センターが主張する網使用料支払いの金額には中継事業者に対する網使用料支払いの金額が含まれていない。また、生活文化センターからの事業法に基づく報告によれば、同社が接続を予定している中継事業者及び当該中継事業者に対する網使用料等支払いの額はいずれも未定とされており、網使用料支払いが発生しない中継事業者との相対契約の締結が具体的に計画されているとは認められない。
- 生活文化センターの網使用料支払い以外のコストについて検討すると、同社は、交換機の設備投資は行わず、中継事業者のものを使用する旨主張するが、生活文化センターからの事業法に基づく報告によれば、同社が接続協定を締結する中継事業者が具体的に計画されているわけでもなければ、交換機を借り受ける中継事業者が具体的に計画されているわけでもない。また、同報告によれば、生活文化センターがホームページに掲載していた役務別利用者料金の設定根拠も「未定」とされているため、同社が役務提供するために必要なコストを十分に考慮した上で利用者料金を設定していると認めることはできない。
- 以上より、生活文化センターが提供を予定している音声サービスから、接続に関し負担すべき金額を支払うために十分な収益を得ることができると判断することはできない。

イ データ通信サービス

- 生活文化センターは、1ユーザ当たりの原価は月額30円から月額600円となり、十分に採算がとれる旨主張するが、ドコモのレイヤ2接続及びレイヤ3接続に係る網使用料は、一定の貸出帯域幅に応じた定額制の課金方式となっていることから、1ユーザ当たりの原価は、生活文化センターが獲得していくユーザ数に依存することとなるため、必ずしも月額30円から月額600円の範囲に収まるとはいえない。
- 生活文化センターからの事業法に基づく報告によれば、同社は、1月当たり新規加入数の設定根拠について「回答が不能」としており、同社による需要予測に十分な設定根拠があると認めることはできない。
- 以上より、生活文化センターが提供を予定しているデータ通信サービスから、接続に関し負担すべき金額を支払うために十分な収益を短期的にも得ることができると判断することはできない。

施行規則第23条第1号の該当性③

(4) 月々の網使用料の支払いを怠るおそれ

- 生活文化センターが請求する接続等がすべて実現する場合には、同社はドコモに対して毎月939万6038円のレイヤ2接続に係る網使用料(10Mbps当たり)及び1256万7408円のレイヤ3接続に係る網使用料(10Mbps当たり)に加え、レイヤ2接続Ⅱ、レイヤ3接続Ⅱ、MVNO音声接続及びMVNO・SMS接続に係る網使用料を支払う必要がある。
- 生活文化センターが今後展開を予定している電気通信事業から、最低でも2196万3446円に上る月々の網使用料の支払いを可能とするために十分な収益を上げることができるかという点については、前記(3)において示した判断のとおりである。
- したがって、生活文化センターが他の手段により、接続に関し負担すべき金額を支払うために十分な資金を準備できることが認められない限り、同社が接続に関し負担すべき金額の支払いを怠るおそれがないと判断することはできない。

(5) 預託金の預入を怠るおそれ

- 生活文化センターが接続に関し負担すべき金額に相当する債務の履行を預託金の預入れ等により担保した場合には、同社が接続に関し負担すべき金額の支払いを怠るおそれは当面払拭されることとなる。
- 生活文化センターが請求する接続等がすべて実現する場合には、同社はドコモに対して約8億円(レイヤ2接続網使用料(4か月分)、レイヤ2接続網改造料、レイヤ2接続原状復旧費、レイヤ3網使用料(4か月分)、レイヤ3網改造料、レイヤ3原状復旧費、MVNO音声接続網改造料)から約18億5000万円(約8億円にドコモが推計したMVNO音声接続網使用料(4か月分)を加えたもの)のレイヤ2接続、レイヤ3接続及びMVNO音声接続に係る預託金に加え、レイヤ2接続Ⅱ、レイヤ3接続Ⅱ及びMVNO・SMS接続に係る預託金を預け入れる必要がある。
- 生活文化センターからの事業法に基づく報告によれば、同社は、預託金等に充てる資金の調達先等については未定であり、株主等の応募状況については「決定がない」としており、同社が借入れや増資等の手段により、最低でも上記の範囲の金額に上る預託金の預入れ等を可能とするために十分な資金を準備できる目途が立っていると認めることはできない。
- したがって、現状において、生活文化センターがドコモに対する債務の履行を担保することにより接続に関し負担すべき金額の支払いを怠るおそれを払拭できると判断することはできない。また、生活文化センターが借入れや増資等の手段により、同社が接続に関し負担すべき金額それ自体を支払うことができると判断することもできない。

(6) 結論

- 現状において、生活文化センターの財務状況及び資金調達計画、同社が予定している電気通信事業の短期的な収益性、ドコモに対する月々の網使用料支払い及び預託金預入れの金額等を総合的に勘案すると、生活文化センターが本件接続に関し負担すべき金額の支払いを怠るおそれがあると認められ、施行規則第23条第1号の該当性は認められる。

事業法第32条第2号の該当性

(1) 判断基準

■本件において事業法第32条第2号の該当性が認められるために、MVNOガイドラインが例示として掲げる「経営に著しい支障が生ずると認められる合理的な理由が存在する」ことまでもが必ずしも求められるわけではないが、競争による多様な形態での複数の電気通信事業者の参入を前提とする接続制度の趣旨にかんがみると、ドコモにおいて発生する利益の損失が生活文化センターとの公正な競争の結果によるものでないことに加え、客観的な事実に照らして具体的かつ相当程度の利益の損失が合理的に予見されることが求められる。

(2) 生活文化センターと旧平成電電代表取締役社長との関係

- ドコモは、旧平成電電代表取締役社長と一体的な関係にある生活文化センターと接続を行えば、旧平成電電の被害者団体からの非難や社会からの風評被害を通じ、ドコモのブランドイメージが大きく損なわれる旨主張するが、旧平成電電代表取締役社長と一定の関係を有する企業や同代表取締役社長が主導する企業と取引をしている他の企業が実際にドコモが主張するような非難・風評被害を受けたなどの客観的な事実は示されていない。
- したがって、ドコモが生活文化センターからの接続請求に応じることをもって、非難や風評被害を通じたブランドイメージの毀損により、ドコモにおける相当程度の利益の損失の発生が合理的に予見されるとまで認めることはできない。

(3) 生活文化センターによる代理店等の勧誘

- ドコモは、「事業が続く限り永遠にバックマージンをお支払い！」等の断定的表現を用いて代理店募集等を行っている生活文化センターをMVNOとして接続させたことをもって、生活文化センターの代理店等からの苦情や損害賠償の申立て等により、ドコモの利益を不当に害するおそれがある旨主張するが、生活文化センターからの事業法に基づく報告によれば、同社は代理店等の応募状況について「決定がない」としていること等から、現在のところ同社による代理店等の募集に係る広告の効果は限定的であると考えられる。
- このような現状に照らせば、ドコモが生活文化センターからの接続請求に応じることをもって、生活文化センターの代理店からのドコモに対する損害賠償の申立てが行われたり、広く世間一般からのドコモに対する風評被害が生じたりするような事態が合理的に予見されるとまで認めることはできない。

(4) 結論

■現状において、生活文化センターが旧平成電電代表取締役社長と一定の関係を有すること及び生活文化センターがドコモが問題視するような代理店等の勧誘を行っていたことをもって、ドコモが生活文化センターからの接続請求に応じることによりドコモの利益が不当に害されるおそれがあると認めることはできず、事業法第32条第2号の該当性を認めることはできない。

【参考】参照条文

■電気通信事業法(昭和59年法律第86号)

(電気通信回線設備との接続)

第三十二条 電気通信事業者は、他の電気通信事業者から当該他の電気通信事業者の電気通信設備をその設置する電気通信回線設備に接続すべき旨の請求を受けたときは、次に掲げる場合を除き、これに応じなければならない。

- 一 電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき。
- 二 当該接続が当該電気通信事業者の利益を不当に害するおそれがあるとき。
- 三 前二号に掲げる場合のほか、総務省令で定める正当な理由があるとき。

(電気通信設備の接続に関する命令等)

第三十五条 総務大臣は、電気通信事業者が他の電気通信事業者に対し当該他の電気通信事業者が設置する電気通信回線設備と当該電気通信事業者の電気通信設備との接続に関する協定の締結を申し入れたにもかかわらず当該他の電気通信事業者がその協議に応じず、又は当該協議が調わなかつた場合で、当該協定の締結を申し入れた電気通信事業者から申立てがあつたときは、第三十二条各号に掲げる場合に該当すると認めるとき及び第一百五十五条第一項の規定による仲裁の申請がされているときを除き、当該他の電気通信事業者に対し、その協議の開始又は再開を命ずるものとする。

(略)

(報告及び検査)

第百六十六条 総務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、電気通信事業者等に対し、その事業に関し報告をさせ、又はその職員に、電気通信事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、電気通信設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

(略)

■電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)

(電気通信設備の接続の請求を拒める正当な理由)

第二十三条 法第三十二条第三号の総務省令で定める正当な理由は、次のとおりとする。

- 一 電気通信設備の接続を請求した他の電気通信事業者がその電気通信回線設備の接続に関し負担すべき金額の支払いを怠り、又は怠るおそれがあること。
- 二 電気通信設備の接続に応ずるための電気通信回線設備の設置又は改修が技術的又は経済的に著しく困難であること。

【参考】協議再開命令の申立てに係る手続

